

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務の 公募型プロポーザル審査要領

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務の公募型プロポーザル方式の審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

【1】 基本計画策定業務

- (1) 「物産館無花果」の店舗リニューアルにあたり観光客にとって魅力ある目的地として選ばれ、かつ奈半利町内又は高知県東部の観光地をつなぐハブ機能を有するための計画策定に係る手法
 - ① 町が指定するコンセプトの反映 (20点)
 - ② 現状把握及び課題整理の方法 (20点)
 - ③ 市場・環境調査、観光コンテンツ分析の手法 (20点)
 - ④ 収支計画、販売計画の策定方法 (30点)
 - ⑤ 経済波及効果の算定方法 (20点)
 - ⑥ 町内観光コンテンツを活用したモニターツアーの実施方法 (20点)
- (2) 費用対効果を勘案した概算工事費の算定やイメージパース、図面の制作の手法 (10点)
- (3) 仕様書に無い独自の提案 (※任意項目) (10点)
- (4) 業務を遂行するための体制やスケジュール管理 (10点)

【2】 事業者概要

- (1) 関連業務の受注実績 (10点)
- (2) 実施体制 (10点)
- (3) 業務責任者・担当者 (10点)

【3】 経費見積

- (1) 見積書 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき各方面から総合的に審査を行う。

4 審査の方法

企画提案者が4社を超えた場合は、書類による第1次審査会を行い、プレゼンテーションに進む3社を選定する。プレゼンテーションによる審査では、評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

プレゼンテーションにより審査委員会で選考し、審査基準は別表【審査基準】のとおりとする。審査員は8名（予定）であり、審査による評価点の合計が、満点（1,600点）の2分の1に満たないときは失格とする。

- ① 令和7年8月28日（木）（予定）に奈半利町役場で実施予定。なお、日時場所等の詳細については別途通知する。
- ② 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- ③ プレゼンテーションは、提案内容の説明15分間、質疑応答10分間を参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず1名出席すること。なお、プロジェクターによる説明を行う場合は、審査委員会でプロジェクター及び投影スクリーンは用意するが、パソコンは持参のこと。また、この場合は機器接続確認のため担当者まで連絡すること。
- ④ 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ⑤ すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- ⑥ 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

(2) 審査結果の発表

審査結果については、審査実施日の翌日を目途に、参加者に文書で通知する。

別表【審査基準】

業務内容	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
【1】基本計画策定業務			
(1)「物産館無花果」が観光客にとって魅力ある目的地として選ばれ、かつ奈半利町又は高知県東部の観光地をつなぐハブ機能を有するための計画策定に係る手法			
①町指定のコンセプトの反映	20	町が指定するコンセプトが反映されているか	・本町が目指す「物産館無花果」の将来像がくみ取れているか
②現状把握及び課題整理の方法	20	適切な方法の提案がされているか	・主要な関係者へのヒアリングや現地調査を行い、現況を詳細に把握するための手法が提示されているか
③市場・環境調査、観光分析の手法	20	適切な方法の提案がされているか	・競合店舗の調査や観光客の動向等について情報を多角的に収集することが可能な手法が提案されているか
④収支計画、販売計画の策定方法	30	適切な方法の提案がされているか	・過去の実績、類似事例、市場調査データ等に基づく算定方法の手法となっているか
⑤経済波及効果の算定方法	20	適切な方法の提案がされているか	・「物産館無花果」単体の収支だけでなく、雇用や経済への波及効果、町全体を勘案した算定方法の提案となっているか
⑥町内観光コンテンツを活用したモニターツアーの実施方法	20	奈半利町の観光資源を活用するための	・町の観光資源をどのように活用し、何を検証・発信したいのかが明確であるか
(2)費用対効果を勘案した概算工事費の算定やイメージパース、図面の制作の手法	10	適切な算定方法の提案がされているか	・単なる物産店としてではなく、地域の観光拠点としての重要度を勘案した費用対効果の算定方法が提案されているか ・店舗自体の課題を勘案し、運営

			の効率化や来客者の快適性向上等に寄与するイメージパース、図面作成の手法が提案されているか
(3)仕様書に無い独自の提案(※任意項目)	10	独自の提案がされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果をさらに高める独創的な提案がされているか ・事業実績などから、今回の業務に活用できる独自の手法などが提案できているか
(4)業務を遂行するための体制やスケジュール管理	10	事業目的を達成する適切なスケジュールか	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告が可能なスケジュールとなっているか ・本業務の完了が可能な体制・スケジュールとなっているか
【2】事業者概要			
(1)関連業務の受注実績	10	同様な受注実績があるか	・過去5年間以内の類似業務の実績
(2)実施体制	10	業務目的を達成する適切な実施体制が整っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成するために、必要なノウハウや体制が確保されているか ・本業務実施にあたっての自社、他社を問わず必要な人材やネットワークが確保されているか
(3)業務責任者・担当者	10	経験は十分であるか	・担当者の当該分野の業務に係る経験年数
【3】経費見積			
(1)見積書	10	根拠が明確な経費積算	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか ・提案された業務規模と経費見積が大きくかけ離れていないか ・過剰な経費見積りとなっていないか
計	200		